

保存期間	(永) 10. 5. 1	速達	照合者印	収受	年 1月 日
取扱区分 秘 至 急 (県公報登載 増刷部) 簡易書留 一般書留 配達証明 内容証明 特別便	電子メール ファクシミリ 直渡し 小包 電報 切手 (円× 枚) はがき (枚)	適切後発送	公印押印者印	起案	平成9年 1月 28日
	押印省略	公印承認印	発送取扱者印	決裁	9年 2月 14日
	公印事前押印済み 公印印刷り込み済み 文書審査済み			施行	年 月 日
				文書番号	第 号
受信者		発信者	知事 副知事 部長 局長 課長 課	起案者	都市住宅企画課 土地利用(係) 電話 2223番 職氏名 主幹 小林 行一

標 題
静岡県土採取等規制条例の一部改正について

知 事  庄田 
副知事
都市住宅部長  都市住宅部次長 
都市住宅部技監  都市住宅企画課長  課 員 
総務部長  総務部次長 
財政課長  課 員 
文書課長  課 員 

このことについて、処理案のとおり改正する。

1 起案理由及び改正要旨

小山町、御殿場市及び裾野市(以下「2市1町」という。)では、平成6年頃より首都圏からの悪質な土砂の搬入・埋立てが相次ぎ、これらの事例は、生活環境の保全や災害防止に対して悪影響を及ぼしている。

この要因については、本県に隣接する神奈川県及び山梨県の¹⁶2市1町村において、埋立て行為を許可制とし、懲役刑を含む厳しい規制内容の独自の条例が制定されたためと考えられる。

2市1町では、平成8年12月議会において、隣県の市町村と同レベルの条例を制定し、平成9年4月1日

施行予定である。

県条例は、土の採取等を極めて日常的な経済活動としてとらえているため、届出制による緩やかな規制とし、跡地の防災・環境上の保全に主眼をおいたもので、現在も同趣旨で運用している。

問題となっている悪質な土砂の搬入・埋立てが2市1町に限られていることから、このような地域の特殊事情に係る規制は市町村の独自条例に委ねることとし、この場合、県条例との抵触の疑義が生じないようにするために、県条例に適用除外規定を設ける改正を行うものである。

2 処理案

別紙のとおり

1 改正内容

	頁
(1) あらまし	1
(2) 静岡県土採取等規制条例改正案	2
(3) 同新旧対照表	3
(4) 現行静岡県土採取等規制条例	5
(5) 現行同法施行規則	10

2 参考資料

(1) 県条例と小山町等条例との比較	29
(2) 経過規定の考え方	30
(3) 2市1町において現在施工中の土採取事業	31
(4) 神奈川県、山梨県及び両県内市町村の土採取規制条例	32
(5) 県内東部市町の条例制定の状況	33

3 関係法令

(1) 小山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	34
-------------------------------------	----

静岡県土採取等規制条例の一部改正について

1 改正の理由及び内容

県東部の一部市町で悪質な盛土等の行為が増加したことに伴い、市町村が地域の特殊事情による盛土等の行為を規制するため、この条例に比べて強い規制を行う条例を制定・施行した場合には、この条例の適用を除外することとしました。（第14条関係）

2 施行期日

この条例は、平成9年4月1日から施行することとしました。

(案)

第 号議案

静岡県土採取等規制条例の一部を改正する条例

静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「適用除外等」に改め、同条中「条例」の次に「の規定」を加え、「次の各号に」を「次に」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、市町村が、当該市町村の区域内における土の採取等（第2条第2号の行為及び当該行為を行う場所を含む一団の土地の区域において当該行為と一連の行為として行われる同条第1号の行為に限る。以下この項において同じ。）について、この条例の規定による土の採取等の規制に比べ、その規制の態様及び違反行為に対する処罰の程度を強化する条例を施行した場合には、当該条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後当該条例の規定の適用を受ける土の採取等については、この条例の規定は適用しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前にした行為及び施行日前にされた第6条の規定による命令に関し施行日以後にした行為に対する罰則については、第16条から第18条までの規定を適用する。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

新

旧

静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号）

改正前

（適用除外）

第14条 この条例は、次の各号に掲げる土の採取等については、適用しない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土の採取等
- (2) 法令に基づく許可、認可、届出等に係る土の採取等で規則で定めるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、通常の管理行為として行う土の採取等、軽易な土の採取等その他の災害の発生のおそれが少ないと認められる土の採取等で規則で定めるもの

対 照 表

改 正 後

(適用除外等)

第14条 この条例の規定は、次に掲げる土の採取等については、適用しない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土の採取等
- (2) 法令に基づく許可、認可、届出等に係る土の採取等で規則で定めるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、通常の管理行為として行う土の採取等、軽易な土の採取等その他の災害の発生のおそれが少ないと認められる土の採取等で規則で定めるもの

2 前項に定めるもののほか、市町村が、当該市町村の区域内における土の採取等（第2条第2号の行為及び当該行為を行う場所を含む一団の土地の区域において当該行為と一連の行為として行われる同条第1号の行為に限る。以下この項において同じ。）について、この条例の規定による土の採取等の規制に比べ、その規制の態様及び違反行為に対する処罰の程度を強化する条例を施行した場合には、当該条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後当該条例の規定の適用を受ける土の採取等については、この条例の規定は適用しない。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前にした行為及び施行日前にされた第6条の規定による命令に関し施行日以後にした行為に対する罰則については、第16条から第18条までの規定を適用する。

第3節 土採取

○静岡県土採取等規制条例

制 定 昭和50年10月20日 条例第42号

改 正 平成4年3月25日 条例第29号

静岡県土採取等規制条例をここに公布する。

静岡県土採取等規制条例

(目的)

第1条 この条例は、土の採取等について必要な規制を行うことにより、土の採取等に
伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するとともに、土の採取等の跡地の緑化等
の整備を図り、もって県民の生命、身体及び財産の安全の保持と環境の保全に資する
ことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「土の採取等」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 切土、床掘その他の土地の掘さくをする行為
- (2) 埋土又は盛土をする行為

(土の採取等の計画の届出)

第3条 土の採取等を行おうとする者は、当該土の採取等に着手する日の30日前までに、
規則で定めるところにより、当該土の採取等を行う場所ごとに、土の採取等の計画を
定め、知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために土の採取等を緊急
に行う必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の土の採取等の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (2) 現場責任者の氏名及び住所
- (3) 土の採取等を行う場所の区域
- (4) 土の採取等に係る土の数量
- (5) 土の採取等を行う期間

(6) 土の採取等の方法及び土の採取等のための設備その他の施設に関する事項

(7) 土の採取等に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

(8) 土の採取等に係る跡地の整備に関する事項

(9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第1項ただし書の場合において、当該土の採取等を行う者は、当該土の採取等の開始後、遅滞なく、規則で定めるところにより、土の採取等を緊急に必要とした理由及び前項各号に掲げる事項を、知事に届け出なければならない。

4 第1項及び前項の規定による届出には、土の採取等を行う場所及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(変更の届出)

第4条 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第2項第3号から第9号までに掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の15日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(計画変更の勧告)

第5条 知事は、第3条第1項若しくは第3項又は前条第2項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る土の採取等に伴い、土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該土の採取等の計画の全部又は一部の変更を勧告することができる。

(措置命令)

第6条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで土の採取等を行つているとき、その他土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該土の採取等を行つている者に対し、期限を定めて、当該土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(停止命令)

第7条 知事は、土の採取等を行つている者が前条の規定による命令に従わないとき、

又は土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、当該土の採取等を行つている者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2 知事は、第3条第1項の規定に違反して届出をせず、又は同項若しくは第4条第2項の規定による届出に係る第3条第2項第3号から第9号までに掲げる事項の内容に違反して、土の採取等を行つている者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(完了等の届出)

第8条 第3条第1項又は第3項の届出をした者は、当該届出に係る土の採取等を完了し、又は廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(土の採取等の跡地に係る措置命令)

第9条 知事は、土の採取等に係る跡地について、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のため必要があると認めるときは、当該土の採取等の完了の日又は廃止の日から2年間に限り、当該土の採取等を行つた者に対し、期限を定めて、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(土の採取等の跡地の緑化等の勧告)

第10条 知事は、土の採取等に係る跡地の周辺の環境の保全のため必要があると認めるときは、土の採取等を行つた者に対し、当該土の採取等に係る跡地について緑化等必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(承継)

第11条 第3条第1項又は第3項の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により土の採取等に係る事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の掲示)

第12条 第3条第1項又は第3項の規定による届出をした者は、土の採取等を行う期間

中当該届出に係る土の採取等を行う場所の見やすい場所に、規則で定めるところにより、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査等)

第13条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土の採取等を行う者に対し、当該土の採取等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土の採取等を行う者の事務所、土の採取等を行う場所その他その業務を行う場所に立ち入り、土の採取等の状況を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外)

第14条 この条例は、次の各号に掲げる土の採取等については、適用しない。

(1) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土の採取等

(2) 法令に基づく許可、認可、届出等に係る土の採取等で規則で定めるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、通常の管理行為として行う土の採取等、軽易な土の採取等その他の災害の発生のおそれが少ないと認められる土の採取等で規則で定めるもの

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第6条又は第7条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成4年条例29号〕

第17条 第3条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第9条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成4年条例29号〕

第18条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第12条の規定による標識の掲示をしなかつた者
- (3) 第13条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第13条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

一部改正〔平成4年条例29号〕

(両罰規定)

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(昭和51年2月規則第5号で、同51年4月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例施行の際現に土の採取等を行つている者は、この条例施行の日から30日以内に、当該土の採取等に係る土の採取等を行う場所ごとに、第3条第2項各号に掲げる事項を記載した書類に同条第4項の書類を添付して知事に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出をした者は、第3条第1項の規定による届出をした者とみなす。
- 4 附則第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処する。
- 5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。
- 6 この条例施行の日前に、当該土の採取等の場所における土の採取等を完了し、又は廃止した者については、第9条及び第10条の規定は、適用しない。

附 則 (平成4年3月25日条例第29号)

- 1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

県条例と小山町等条例との比較

条 例 名	静岡県土採取等規制条例	〇〇市(町)土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
目 的	土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するとともに、土の採取等の跡地の緑化等の整備を図り、もって県民の生命、身体及び財産の安全の保持と環境の保全に資することを目的とする。	災害の防止及び環境の保全を図り、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。
対 象	土 採取等 (1)切土、床堀その他の掘さくをする行為 (2)埋土又は盛土をする行為	土砂等(廃掃法第2条1項に規定する廃棄物以外のもの) 土地の埋立て若しくは盛土又は切土行為
適用範囲		原則として、事業区域の面積が500㎡以上の事業
適用除外	(1)国、地方公共団体その他規則で定める者が行う行為 (2)法令に基づく許可、認可、届出等に係る行為で規則で定めるもの (3)通常管理行為、軽易な行為等その他の災害の発生のおそれが少ないと認められる行為で規則で定めるもの ア面積が1,000㎡未満であり、かつ土の数量が2,000㎡未満のもの イ区域及びその周辺の地域が平地の場合で、断面の高さが2m未満又は深さが1m未満のもの ウ農林漁業用施設の設置に伴うもの	(1)国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業 (2)他の法令の規定による許可、認可等に基づき行う事業。ただし、農地法4条1項又は同法5条1項の許可を受け行うものを除く。 (3)市民等が日常生活又は施設管理のために行う事業で、災害の防止及び環境の保全上支障がないと市長が認める事業 (4)非常災害への応急措置
手 段	届出制	許可制
審査基準	土の採取等に関する技術基準	規則で定める施行基準(標識埋設義務)
行政指導・行政処分	(1)届出に係る計画変更の勧告 (2)跡地の緑化等の勧告 (3)(1)に係る勧告に従わない場合の措置命令 (4)(3)に係る命令に従わない場合、無届出又は虚偽の届出の場合等の工事停止命令 (5)跡地に係る措置命令	(1)許可基準又は施行基準違反に係る改善勧告 (2)(1)に係る勧告に従わない場合の改善命令 (3)虚偽等不正な手段により許可を受けた場合、名義貸し等禁止違反の場合又は(2)の改善命令違反の場合の許可の取消し (4)無許可又は無変更許可着手の場合の工事中止命令 (5)許可を取り消した場合、工事中止命令をした場合の原状回復命令 (6)中止、完了時の許可基準又は施行基準違反の場合の改善命令
監 督	(1)報告の徴収権 (2)立入検査権	(1)報告の徴収権 (2)立入検査権
罰 則	(1)20万円以下の罰金 ア届出に係る計画変更の勧告に従わない場合の措置命令違反 イ工事停止命令違反 (2)10万円以下の罰金 ア無届出又は虚偽の届出 イ跡地に係る措置命令違反 (3)3万円以下の罰金 ア無変更届出又は虚偽の変更届出 イ標識未掲示 ウ未報告又は虚偽の報告 エ立入検査拒否	(1)1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ア無許可又は無変更許可着手 イ次に掲げる命令違反 ①原状回復命令違反、 ②中止、完了時の許可基準又は施行基準違反の場合の改善命令違反 (2)10万円以下の罰金 ア標識未掲示 イ次に掲げる無届出又は虚偽の届出 ①変更届 ②中止、完了届 ウ未報告又は虚偽の報告 エ立入検査拒否
そ の 他	面積が1ha未満の行為は市町村長へ委任	聴聞、違反事実の公表規定

経過規定の考え方

条例施行日
(4月1日)

<基本的な考え方>

(例1) 条例施行日(4月1日)前に完了した事業…条例施行日(4月1日)以後も県条例の適用対象。

県条例適用

県条例適用

- 完了後2年間の土採取等の跡地の災害防止のため必要な措置命令(第9条)
- 跡地の緑化の勧告(第10条)
- 罰則の適用(第16条~第18条) ができる。

(例2) 条例施行日(4月1日)以後開始する事業…市町村条例の適用対象。

市町村条例適用

(例3) 条例施行日(4月1日)以後も継続する事業…条例施行日(4月1日)以後県条例の適用除外、市町村条例の適用対象。

県条例適用

市町村条例適用

<経過規定(第14条第3項)で措置するもの>

*例3の事業は、条例施行日(4月1日)以後県条例の適用除外となるが、当該事業のうち条例施行日(4月1日)前に行った違反行為があるものに対して、罰則を適用できないのは不適当なため、経過規定で措置する。

- 条例施行日(4月1日)前にした行為について、罰則を適用する。

(例4) 条例施行日(4月1日)前に措置命令違反、停止命令違反があるもの(第16条適用)

措置命令 不適正な措置 → 罰則(措置命令違反)

停止命令 → 罰則(停止命令違反)

(例5) 条例施行日(4月1日)前に無届により事業を施行。(第17条適用)

無 届 → 罰則(届出義務違反)

- 条例施行日(4月1日)前にされた第6条(措置命令)の規定による命令に関し施行日以後にした行為(措置内容)について、罰則を適用する。

(例6) 条例施行日(4月1日)前に行った措置命令の措置期限が施行日以後に到来し、措置の内容が不適当(措置をしない場合も含む。)なため、罰則を適用する。(第16条適用)

措置命令 不適正な措置 → 罰則(措置命令違反)

*経過規定(第14条第3項)については、今後2市1町以外の市町村で条例を制定した場合にも同様の規定が必要となるため、本則で規定する。

○ 2市1町において現在施工中の土採取

現在施工中 11件

<内訳> H.9.4.1 前に終了するもの 1件
 H.9.4.1 ~ 6.30 までに終了するもの 2件
 H.9.7.1 以降も継続するもの 8件

No	市 町	面 積	内 容	事 業 期 間	摘 要
1	小山町	6,909㎡	盛土・切土	H.8.9.10 ~H.9.9.9	
2	"	4,984㎡	盛土・切土	H.8.2.10 ~H.9.6.30	
3	"	4,879㎡	盛土・切土	H.8.8.20 ~H.9.6.30	
4	御殿場市	3,438㎡	盛土・切土	H.8.6.20 ~H.9.9.30	
5	"	2,679㎡	盛土・切土	H.8.10.15 ~H.9.9.30	
6	"	2,646㎡	埋土	H.8.10.1 ~H.10.9.30	
7	裾野市	4,900㎡	盛土・切土	H.6.8.1 ~H.10.7.31	
8	"	2,635㎡	盛土・切土	H.8.11.1 ~H.10.10.31	
9	"	4,346㎡	盛土	H.8.11.1 ~H.9.1.31	
10	"	9,790㎡	盛土・切土	H.6.7.1 ~H.11.1.31	事業期間の変更あり
11	"	19,503㎡	盛土	H.8.8.1 ~H.9.7.31	

神奈川県、山梨県及び両県内市町村の不法投棄関係条例

1 神奈川県、山梨県と本県の条例の比較

	神奈川県	山梨県	本県
名称	土採取規制条例	土採取規制条例	土採取等規制条例
制定	昭和47年3月	昭和49年10月	昭和50年10月
対象行為	土の採取	土地の掘削	土地の掘削、埋土又は盛土
面積規定	年間 1,000㎡以下	300㎡未満 かつ	1,000㎡未満 かつ
数量規定	かつ 2,000m ³ 以下	1,000m ³ 未満	2,000m ³ 未満
対象地域	指定地域	全域	全域
手続	計画の届出	計画の認可	計画の届出
行政処分	措置命令 停止命令 採取後の措置命令	認可の取り消し 措置命令 停止命令	措置命令 停止命令 採取後の措置命令
適用除外	国、自治体の行為 上記に準じたもの	なし	国、自治体等の行為 法令に基づく許認可等に係る行為 災害の発生のおそれが少ない行為
罰則	命令違反 10万円以下の罰金 無届行為、虚偽の届出 5万円以下の罰金	無認可、計画遵守の 義務違反、命令違反 50万円以下の罰金	命令違反 20万円以下の罰金 無届行為、虚偽の届出 10万円以下の罰金

2 市町村の条例

(1) 神奈川県 (13) 小田原市、秦野市、座間市、南足柄市、海老名市

相模湖町、愛川町、中井町、藤野町、山北町、城山町、津久井町、松田町

(2) 山梨県 (3) 上野原町、道志村、秋山村 (大月市…平成9年3月を目途に検討中。)

(3) 内容

ア 名称 「土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」が多い。城山町…「総合環境保全条例」
津久井町…「住環境整備条例」 松田町…「まちづくり条例」

イ 施行時期	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	2	1	-	2	5	3	3

ウ 対象行為 (産廃を除く) 土砂等による土地の埋め立て、盛土、切土が基本。
城山町のみ放置車両、自動車のたい積も対象。

エ 面積規定 原則として 500㎡未満のものを除くとしている。

オ 対象地域 全域。

カ 手続 許可制。(松田町…届出制)

キ 行政処分 現状回復命令、改善命令、中止命令。

ク 適用除外 国又は自治体の行為、法令に基づく許認可等に係る行為

ケ 罰則 無許可行為又は命令違反に対して、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 12件
 " " 1年以下の懲役又は10万円以下の罰金 2件
 " " 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金 1
 無届出行為に対して、10万円以下の罰金 (松田町)

県内東部市町の条例制定の状況

市 町	担 当 課	対 応 策	内 容 と 現 状
小 山 町	企画調整課	条例制定	平成8年12月議会で独自条例を制定。 平成9年4月1日施行予定。
御殿場市	都市計画課	〃	同上
裾野市	〃	〃	同上
富士宮市	〃	〃	小山町等の条例と同様の内容のものを、平成9年6月議会提出を目途に 検討中
富 士 市	土地対策課	未定	富士宮市と歩調を合わせるかどうか検討中。
三 島 市	都市計画課	〃	小山町等の条例の実効性を見極めた上で条例制定を検討する。
函 南 町	〃	〃	基本的には三島市と歩調を合わせる意向である。